

保護者 様

令和5年6月12日
愛知県立瀬戸高等学校

学校感染症等による欠席届について

本日より、出席停止に関わる手続きについて、以下の2つの方法に変更します。

恐れ入りますが、①②の欠席届について、御自宅あるいはコンビニ等で印刷し、御利用ください。

(1) 学校において予防すべき感染症（以下、「学校感染症」）に罹患した場合

学校保健安全法第19条に基づき、出席停止になります。適切に手続きを行うため、お手数ですが保護者の方で「①学校感染症による欠席届」を御記入いただき、お子様が再登校する際に担任に提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症は、出席停止解除後においても発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨しておりますので、御協力お願いいたします。

<学校感染症の種類と出席停止期間>

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快*した後1日を経過するまで *「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで

(2) 新型コロナワクチン接種する場合

新型コロナワクチンの接種にあたり、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合は、「②新型コロナワクチン接種による欠席届」を御記入いただき、事前に担任に提出してください。

ただし、ワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の症状がある場合においては、出席停止になりません。

担当
保健主事 成田
0561-82-7710